

議案第14号

八幡浜市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
(使用料) 第9条 毎月の使用料は、次表に定める額とする。		(使用料) 第9条 毎月の使用料は、次表に定める額とする。	
人槽区分	使用料	人槽区分	使用料
5人槽	3,570円	5人槽	3,500円
6～7人槽	4,270円	6～7人槽	4,190円
8～10人槽	4,720円	8～10人槽	4,630円
11～15人槽	5,230円	11～15人槽	5,140円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市戸別合併処理浄化槽の設置及び管理に関する条例第9条の規定は、令和元年10月分以後の使用に係る使用料から適用し、同年9月分以前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

